

昭島市教育委員会 部活動の在り方に関する方針（令和５年７月）

部活動の概念

部活動とは、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後や休日等に行われる課外活動である。部活動は学校が設置するものであることから、顧問と生徒が共に信頼し合い、共通の目標の下に、活動するものである。

部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級・学年を越えて組織し、一定のペースでスポーツに親しんだり、信頼できる友達を見付けたり、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録等を追究したりするなどの活動を通して、豊かな学校生活を自ら創造する活動である。

同時に部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成の面からも、昭島市のスポーツ・文化・科学・芸術等の振興の基盤としての面からも多くの市民が期待する教育活動である。

しかし、今日において、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。部活動においても、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなっており、学校や地域によって存続の危機にあり、部活動の在り方に関し、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に向けた抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、昭島市立中学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、文化芸術等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること
- ・ 学校全体として教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「昭島市教育委員会 部活動の在り方に関する方針」にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 昭島市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や部活動指導補助員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 昭島市教育委員会は、部活動の指導者（顧問、部活動指導員や部活動指導補助員等）を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 昭島市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 昭島市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員でなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は部活動指導補助員を配置し、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

※部活動指導補助員は、学校の方針に従って部活動指導等の一端を担うが、配置校の校長や昭島市教育委員会が必要であり、適切と認める場合には、用具・施設の点検・管理、部活動中の事故防止・安全対策、学校外での活動（大会、練習試合等）の引率に従事することができる。

キ 昭島市教育委員会は、部活動指導員及び部活動指導補助員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び学校を通じて任用後の定期において研修を行う。

２ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり指導を行う。昭島市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本体育協会）等を踏まえ、熱中症は未然に防止できることや、生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを十分に認識した上で指導を行う。

また、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、生徒の健康管理を適宜適切に行い、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛するなどの適切な判断をする。

活動する場合には、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。

（２）部活動用指導手引の活用

ア 部活動顧問、部活動指導員及び部活動指導補助員は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。また、学校閉庁日には原則として部活動は実施しない。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、昭島市教育委員会が策定した方針にのっとり、各部活動の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 昭島市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や部活動指導補助員が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 昭島市教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 昭島市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 昭島市教育委員会及び校長は、学校の実態に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 昭島市教育委員会は、関係部署と協力の上、スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・文化芸術等の活動を推進する。また、部活動顧問や部活動指導員等に対する研修を実施する際は、関係する団体等に協力を依頼する。

エ 昭島市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 昭島市教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 大会等の在り方の見直し

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、区市町村大会において見直しを行う。

イ 昭島市教育委員会は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

①大会等への参加の引率

ア 大会の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員や部活動指導補助員が単独で担うことや、部活動指導補助員や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

②大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 昭島市教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。

エ 昭島市教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業・等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動の推進に関する取組を行う団体等との連携を図る。

(3) 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少ないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

(4) 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会等の意義を、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、東京都教育委員会の「部活動の在り方に関する

方針」及び昭島市教育委員会の「昭島市教育委員会 部活動の在り方に関する方針」の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会等の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 昭島市教育委員会及び校長は、協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。